

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 局長あいさつ
4. 署名委員
6番 岡野 一子 委員 7番 櫻本 誠 委員
5. 議 事

○石原会長

6番の議事にただいまから入ります。

議案第1号から議案第5号についてと報告案件が報告第1号から報告第2号について取り扱いいます。よろしくお願ひします。

それから、事務局。資料を僕セパレートにしてきたけど、くっついていたから、次回から分かれてとじていただければ助かります。よろしくお願ひします。そのほうがいいでしょ、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

お願ひいたします。

それでは、議案第1号、2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30番-1、瀧川委員、説明願ひします。

○瀧川副会長

それでは、議案第1号、3条、30-1について12番瀧川が説明いたします。

土地の所在地、吉永町福満曾根畑274-1、登記地目、現況地目いずれも田です。登記面積は546㎡。譲受人、三石●●●番地●、●●●●、●●歳。譲渡人、吉永町福満■■■■、■■■、■■歳。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、労力不足。譲受人耕作面積4,342㎡。家族数は●名。

特にこういう状況で、特に理由はございませんが、■■さんは国鉄に長いこと勤められて跡を継いでくれる方もおられないということで、●●さんに譲るということで話がまとまりました。よろしくご審議の上、承認をお願ひします。

○石原会長

それでは、事務局の調査書をお願ひいたします。

○事務局

それでは、3条調査書、1ページ目をごらんください。

議案第1号、受け付け番号1番、所有権移転、譲受人、●●●●、譲渡人、■■■■でございます。内容はそこに書いてあるとおりでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

発表者と事務局から説明いただきましたけれども、皆様方、この30-1について、何かご質問、ご意見あれば頂戴いたします。

○事務局

済いません。地図の説明がなかったと思いますので、地図のほうを議案の後ろにつけさせていただきます。3条の1 ページ目をごらんください。

●●商店さん、こちらのほうが●●●●さんが持たれとるお店でございます。それでその東側でございます。福満274-1のこの位置でございます県道の横でございます。地方道の岡山赤穂線でございます。右側へ行きますと三石のほうへ行くということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○石原会長

何かほかにありませんか、皆さん。

瀧川委員、この●●さんは、ずっと前々に案件、自分とこのお店の周り、出てきましたよね。ここで今3条の権利移動でありますけど、この農地は今後どのようなお使い方をなさるといふことなんですか。

○瀧川副会長

今のところは耕作されると思うのですが、そのうち農業機械なんか。農業機械の販売等も行ってありますので置き場にするのではないかなと思っております。

○石原会長

ありがとうございます。

そのほかありませんか、どなたかないですか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようでしたら、皆様方の農業委員さんのご判断をお伺いいたします。

30-1につきまして許可相当としていい方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。よって、許可ということになります。

次に参ります。

○瀧川副会長

ありがとうございます。

○石原会長

30-2に移ります。

藤澤委員、説明願います。

○藤澤委員

9番が議案第1号、30-2についてご説明いたします。2筆ありますが、一緒によろしいですか。

○石原会長

お願いいたします。

○藤澤委員

土地の所在地、佐山元山755-2、登記地目、現況地目ともに田。もう一筆が、土地の所在地、佐山馬場下1636-1、登記地目、現況地目ともに田。面積が元山のほうが668㎡、馬場下のほうが330㎡です。譲受人、佐山●●●●、●●●●、●●歳、会社員です。譲渡人、瀬戸内市邑久町山田庄■●■●、■●■●、無職、■●歳。譲り受け理由は増反、譲り渡し理由は耕作が不便と。譲受人の耕作面積は3,086㎡、耕作者は2名です。

地図は2ページの場所をごらんください。県道39号線から伊佐林道を因美方面に向かい150mほどのところが1636-1です。それから、もう少し上がって畑池という池が見えると思いますが、ここより西に約100mのところが755の元山です。

山田さんは瀬戸内市に嫁がれており、両親もお亡くなりになっておりまして、また実家も処分しておられまして土地の管理に困っておられましたところ、小野田さんが譲り受けるということになりました。ご審議の上、よろしくご許可をお願いします。

○石原会長

では、事務局、調査書を説明願います。

○事務局

それでは、3条調査書の2ページ目をごらんください。

議案第1号、受け付け番号2番、所有権移転、譲受人、●●●●、譲渡人、■●■●でございます。調査内容はそちらに書いておりましたのでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、30-2について説明いただきましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

藤澤委員、755-2って、これ随分離れていますけれども、ここの現況はどういう。

○藤澤委員

これは現況も稲作をしています。

○石原会長

そうですか。わかりました。

○藤澤委員

ちょっと地形がこんなんですけど、基盤整備をやった土地です。

○石原会長

わかりました。ありがとうございます。

何かありませんか、皆さん。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないというご意見が出ていますので、皆様方にご判断を願います。

30-2につきまして、許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。よって、30-2許可ということになります。

○藤澤委員

ありがとうございました。

○石原会長

30-3に参りましょう。
瀧川委員、説明願います。

○瀧川副会長

議案第1号、30-3について12番瀧川が説明いたします。

土地の所在地、吉永町南方竹ノ鼻1013番地、登記地目、現況地目ともに田、登記面積1,170㎡。同じく、吉永町南方鷺ノ藪1060-2、登記地目、現況地目ともに田、登記面積1,221㎡。譲受人、吉永町南方●●●●、●●●●、●●歳。譲渡人、岡山県岡山市東区瀬戸町万富■●■●、■●■●。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、耕作不便。譲受人耕作面積1万278㎡。家族数、3名。

図面の4ページをごらんください。上に当たる道路が県道の穂浪吉永線の道路で、そこから入り込んだ形の場所です。それで鍵型になった田んぼで、ずっと荒れ地にしとったのですが、ここ2年ほど前からサツマイモを植えてもらっております。後々は稲作にするのですかと聞いたら、そのままにサツマイモに貸すように考えておりますということでございます。

以上の説明ですけれども、ご承認をお願いいたします。

○石原会長

それじゃ、事務局、調査書をお願いします。

○事務局

それでは、農地法3条調査書の3ページ目をごらんください。

議案第1号、受け付け番号3番、所有権移転、譲受人、●●●●、譲渡人、■●■●で、調査内容はそちらの以下のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

それで、先ほどの地図のことですけれど、地図の3ページ目をごらんください。こちらのほうが同じく今回該当した南方の1060-2番地になります。北側に金剛川、西側に県道穂浪赤穂線がございます。県道からちょっと東のほうへ入った地点になっております。

以上でございます。

○石原会長

じゃあ、30-3について、また皆様方にご質問、ご意見頂戴いたします。

瀧川さん、今のご発表だと●●●●さんは▲▲▲▲屋さんにお貸しするということ？。

○瀧川副会長

そのように聞いております。引き続き貸すということで。

○石原会長

▲▲▲▲屋さん、なぜじゃあ奥西主査、例えばここへ上げてこないの、その場合は。

○事務局

済いません。議案じゃなくって報告書のほうで▲▲▲▲屋さんのほうから合意解約書が出たと思います。

議案の10ページをごらんください。

報告書第2号なんですが、合意解約書ということで30-4で▲▲▲▲屋さんのほうに大山さんのほうへ返すということで合意いただいとって、その後、●●さんがすると事務局のほうは聞いております。

以上でございます。

○石原会長

又貸しということやね。でも、●●君これ借りるわけでしょう。

○事務局

●●さんが購入されるということですので、▲▲▲▲屋さんから返していただいて■■さんのところに返ってきましたと。■■さんは●●さんにお売りされるということで聞いております。●●さんは事務局のほうとすれば、耕作をされるということで聞いております。

以上でございます。

○石原会長

瀧川さんの説明だと芋にお貸しするようなことになって。

○瀧川副会長

私が見たのは最近ですが、トラクターであそこをみどり屋さんが田んぼをすいとったので、そうかと思い、確かめてはおりませんが。本人、●●さんに聞いたら芋をつくってもらいませととは言ったけど。

○石原会長

そうですか。

○事務局

今の作付のものにつきましては、今現在つくられているのとあわせて白ネギが3,600㎡、ジャガイモが1,000㎡、タマネギが1,000㎡、スナックエンドウ1,026㎡、樹園地のほうでクリを401㎡ということで作付を聞いております。ですから、ジャガイモのほうをされるということだと思います。

○石原会長

サツマイモじゃろ。ジャガイモじゃないじゃろ。わかりました。ありがとうございます。本人がそう言ようんじゃけえ。こっち言ようることと違う、出しとんのと。何かほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それでは、ないようでしたら、30-3についてご判断を願います。
30-3について、許可相当の農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。許可といたします。許可相当多数でありますので、許可といたします。

次に参ります。

30-4、金本委員、説明願います。

○金本委員

それでは、30-4番について11番金本が説明させていただきます。

土地の所在地、吉永町高田中垣内1098-1、登記地目、田、現況地目、田、面積174㎡、譲受人、吉永町高田●●●●、●●●●、●●歳、農業、譲渡人、岡山県赤磐市仁堀西■■■■、■■■■、■■歳、農業、譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、農業廃止、譲受人耕作面積5,378㎡、家族数、■名でございます。

この譲渡人の■■■■さん、この方はお父さんがこの高田にお住まいになっておられました。■■■■さんは養子に行かれております。もう数十年前からお父さんが亡くなられました。その後を林田さんが、面積も174㎡ということで野菜をつくらせていただいております。しかしながら、この■■■■さんの宅地、それから建物等もここ二、三年前に処分されてしまっていて、あとこちらへ帰ってくるとか耕作に来られるということはありません。という中で、●●●●さん、地図の5ページを見ていただけたらと思います。

これ非常に小さい地図で虫眼鏡が要るんじゃないかなと思いますが、県道吉永下徳久線、ダムの約500m下流に当たります県道べりでございます。そこに赤い点があるのが、この田であります。その上に白く見えているところが●●●●さんの家、宅地でございます。宅地に面しておることから、引き続きここを譲り受けて耕作をしたいという理由の中でこの案件が上がってきております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

じゃあ、事務局、調査書のほうをお願いします。

○事務局

それでは、農地法3条調査書の4ページ目をごらんください。

議案第1号、受け付け番号4番、所有権移転でございます。譲受人は●●●●、譲渡人は■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

30-4について、ご質問、ご意見頂戴いたします。

○櫻本委員

これよく見えんのんですけど、すぐこの下流が高田橋なんです。どうもこの川の真ん中にあると、場所的に詳細な図面があるほうがええかなというふうに思います。

○石原会長

今後、改善できますか。もう今回はこれで行かせていただきますけど、こういう場合。

○事務局

失礼しました。今後はわかりやすい図面をつけたいと思いますので、よろしく願いします。

○石原会長

それじゃ、もうないようすでのご判断願います。

30-4につきまして、農業委員さんにお尋ねいたします。許可相当の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長
許可といたします。

○瀧川副会長
ありがとうございました。

○石原会長
次のページへ参ります。3ページをごらんください。
ここからは転用案件であります。
議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、受け付け番号30-1、森本委員、説明願います。1個ずつ行きましょうか。保留の案件もありましたけれども、お願いいたします。

○森本委員
それでは、10番が30-1の説明をいたします。
土地の所在地、日生町寒河3762-1と日生町寒河3764、登記地目、田、現況地目、宅地、登記面積が125㎡。それから、下が登記地目が田、現況地目、宅地、216㎡、申請人、日生町寒河■■■■■、■■■■■、■■歳、農業、転用目的、露天駐車場、自宅用、駐車場が87.5㎡、その他253.50㎡、農地区分が2種です。
それと場所ですが、調査書の地図の5ページをごらんください。3744番地、自宅の前が駐車場です。駐車場の土地利用図が次のページ、6ページにあります。3762番地1に1台、3764番地に6台を駐車するという事です。以前にこの宅地が農地法に定められた規定に違反して、農地法の許可を受けないまま農地を転用しておりました。深くおわび申し上げるとともに、今後このようなことが行われないように確約し、ここに転用の申請をいたします。何とぞご審査、ご許可をお願い申し上げます。以上です。

○石原会長
始末書もついてございます、7ページに。
それじゃ、事務局、説明願います。

○事務局
まず農地区分につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど森本農業委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場ということですので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資金力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、失礼しました。資金につきましては、必要な資金について自己資金で賄う計画でありますので適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えております。申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっておりますが、本件は露天駐車場のため、必要最小限の面積であり該当しないと考えます。農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこととなっておりますが、本件は露天駐車場ということもあり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

また、地図のほうの補足なんですけど、失礼しました。調査書の7ページ目をごらんください。ちょうどこちらのほうに田原さんより始末書のほうを添付いたしております。5ページ目の地図のほうなんですけど、3744番地がご自宅になるようであります。

以上でございます。

○石原会長

じゃあ、奥西主査補足で。

○事務局

済いません。補足説明させていただきます。

■■■■さん自体が昭和50年ごろに駐車場をもう既に建設しておりました。そのときに農地法自体がよくわかっておらず、今回の始末書の添付を求めまして、本人さんのほうも反省もしておりますし、引き続きこの案件については先月櫻本委員からご指摘がありましたように提出をしていただきまして、本人も反省しておるということもあわせて始末書のほうを。それから、申請書のほうを今回出させていただいておりますので、皆さんご理解のほどよろしく願ひして、よろしく願ひしたいと思ひます。よろしく願ひします。

○石原会長

前回の保留になった根拠になった案件がきょう出てきたこの案件でございます。いわゆる後出しというやつなんですけれども、始末書もつけて出てきております。

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、この露天駐車場の案件につきまして農業委員さんにご判断願ひます。

許可相当としてよろしいでしょうか。いい人は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。じゃあ、許可といたします。

次は、この間の保留の案件でありますので、もう説明はどうしましょうか。省略してよろしいですか。もうこれ皆さんに今度はお諮りをいきなり行ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、30-2は先月森本委員からも説明もいただいた案件でありますので、もう説明を省略いたしまして、皆さん入っていらっしゃると思ひますので、お諮りいたします、もう。

30-2について、許可相当と考えていい委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。じゃあ、30-2につきまして、ここに晴れて許可ということになりました。

○森本委員

どうもありがとうございました。

○石原会長

次に、参ります。4ページへ参ります。

議案第3号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして。

○信宮委員

この前質問したんですけど、モジュールとパワコンの容量の関係です。

○石原会長

そうか。それは調べていただけとりますか。ごめんなさい。戻ります。

信宮さん、もう一遍、みんな忘れとるかもしれないので、こうじゃなかったんですかという質問をもう一度再質問してください。

○信宮委員

それでは、9ページのところを見ていただきますと、モジュール容量が47.2キロワットになっておるんです。このモジュールというのが発電するところだと思います。その下へありますパワコンの容量というのが29.5キロワットになっております。それで、このパワコンというのは発電したものを交流にして中国電力へ売電する装置です。ですから、発電したものより中国電力へ交流に変換する装置が小さいということはおかしいんじゃないかなと私は思ったんです。せっかく発電したものが全部変換されずに中国電力へ売られないという状況じゃないかと思えます。

○石原会長

その質問に対して調べていただけましたでしょうか、お忙しかったでしょうけれど。

○事務局

一応こちらのほうで書いてあるのを見させていただきましたら、パワーコンディショナーのほうのモジュール容量数につきましては47.2キロワットということで。実際のモジュール変換率ですけれども、18.02%ということで、確かに信宮推進委員さんが言われるように効率はかなり悪いと思いますが、こちらのほうとすればそのパーセント程度で変換率は悪いんですけど、こういうものをつけておられるということで聞いております。

以上でございます。

○石原会長

だから、信宮さんがおっしゃる理想型はこっちの受けのほうで、変換するほうが大きかったらいいんじゃないかというお話なんじゃけど。

事務局、お願いします。

○事務局

済みません。前回お調べして、きょうは記憶だけになるんですが、発電モジュールとそのパワコンの関係なんですが、本来の発電の能力と同じパワコンよりも小さいパワコンを使ったほうがピーク時以外の発電量が多いそうなんです。ですから、昼日中の晴れの日にはちょっと無駄になる部分があるんですが、それ以外の朝夕あるいは薄曇りの日とかは小さ目のパワコンのほうが発電量、売電できる量が多いということで、コスト的にも小さい小型のほうが安いということで、こういう組み合わせのほうがコスト的にも売電量も割と理想型に近いということで、こういう選択をされることがよくあるそうです。

○石原会長

という奥深さがあったそうです、信宮さん。よく調べていただきましてありがとうございます。いいですか、信宮さん、今のお答えで。

○信宮委員

わかりました。

○石原会長

よくわかりました。じゃあ、これ納得していただけたので次に参ります。

それじゃあ、また4ページをもらってください。

議案第3号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30-1、藤澤委員、説明願います。

○藤澤委員

9番が議案第3号、番号30-1についてご説明します。

土地の所在地、佐山馬場下1637-1、登記地目、現況地目ともに田、面積が192㎡です。譲受人、佐山●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人、瀬戸内市邑久町山田庄■■■■、■■■■、■■歳、無職。転用の目的、一般住宅、露天駐車場です。施設の概要は、居宅が1棟と駐車場、その他です。

■■■■さんは先ほど番号30-2でご説明しましたように土地の管理に困っておりましたが、●●●●さんの長男にお子様がお生まれになり、この機に親の近くに住宅を建てることになりました。それでこの土地を譲り受けることになりました。

場所は地図の2ページ、番号30-2で説明しました1636-1に隣接した土地です。きょう配付してもらってる地図の11ページを見ていただければわかるんですが、この1636-2、宅地になっておりますが、ここへ住宅を建てる予定なんです、少し手狭なので地図からいけば左のほう、後ろへこの田の部分に住宅がかかるということでこの申請が出ております。家庭雑排水は小型合併処理槽、雨水は既存の用水へ放流とのことです。よろしくご審議お願いいたします。

○石原会長

藤澤委員さん、さっき前のときには■■■■さんの年齢■■歳とおっしゃいましたが、私メモしとるのは。今は▲▲歳っておっしゃったでしょう。

○藤澤委員

ちょっと待ってくださいよ。

○石原会長

前のときには■■とおっしゃったと思います。

○藤澤委員

ごめんなさい。■■です。

○石原会長

じゃあ、皆さん■■です。こちらで若くはなりません。ありがとうございます。

じゃあ、補足説明を事務局お願いいたします。

○事務局

まず、農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど藤澤委員からご説明のあったとおり、申請人の一般住宅の一部及び露天駐車場ということでもありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資金力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等は行ったことはなく、必要な資金については金融機関からの借り入れで賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、本件は一般住宅及び露天駐車場のため、必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。農地の転用が周辺の

農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこととなっていますが、本件は一般住宅及び露天駐車場とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃ、30-1についてご審議願います。ご意見、ご質問頂戴いたします。

どなたかありませんでしょうか。推進委員さんもお質問していただいているので、ご意見頂戴します。特段ございません。あります。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、皆さんなさそうなので、ご判断願います。

30-1につきまして、許可相当とお考えの農業委員さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員です。許可いたします。

○藤澤委員

ありがとうございました。

○石原会長

30-2につきましては、草加委員、説明願います。

○草加委員

それでは、1番草加が30-2について説明をいたします。

許可を受けようとする土地の所在地、東片上小山487-2、登記地目、現況地目、田、登記面積1,110㎡、譲受人、岡山市北区北方●●●●、●●●●、●●歳、会社員。譲渡人、備前市東片上■●■●■、■●■●■、■●歳、農業。転用目的、共同住宅、施設の概要は共同住宅、住宅が1棟とあとほか3棟ということで396㎡、その他が713㎡です。農地区分は3種でございます。

これにつきまして、きょうの添付資料の16ページから21ページまでの書類を見ていただけたらと思います。これにつきまして、5年前無断にて田へ土を入れておりました、近所の方が気がついて始末書を添えて4条申請と相なっております。そして、土盛りが済んで田より畑に変更となっております。それが21ページのほうにその当時の許可書が出ております。そして、本日本当は議案が4だったんですけれども、議案第5号としてきょう載つとります。それにつきまして、きょうの資料、農地許可申請の取りやめ書についてということで本日議案第5号がこういう形で出ております。こういう申請をしておりましたが、計画どおり埋め立てを行ったんですけれども、体調不良のため耕作することが困難なため中止としますということなんですけど、今現在交通事故に遭って病院に入院しておるといようなことでございます。

そして、地図を見ていただけたらと思います。本日の地図で半分しか出てないんですけれども、実はここへ行くのにはこの前の土地、道路を東に行きまして新しくできました計画道路のところに入っていただいて、ここに赤印がついております。このところに信号があります。交差点があります。この交差点の北に行ったら、これ備前片上駅です。その部分のところこういう1,110㎡ということで計画をされております。それで1,000㎡を面積超えますので開発ということで市と協議をし、申請書の申請書の手続きをしておるようでございます。そして接道以外の土地には三方を、土盛りはしておるんですけど、土どめができておりませんので土どめを1.4mぐら

いな高さにめぐらせをして、そこへこういう共同住宅を計画してるということでございます。必要な資金はかなり大きな金額になっております。1億7,000万円ほどというようなことで届け出が出ております。

以上、説明でございますので、ご審議の上、議決をよろしくお願いいたします。

○石原会長

じゃあ、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど草加委員からご説明のあったとおり、申請人の共同住宅であり目的についても適当であると考えます。議案第5号に添付しておりますが、平成25年に4条で田から畑として転用し盛り土工事まで完了いたしました。体調不良のため完了までに至っていないため議案第5号で取りやめの申し出があり、今回5条で共同住宅として申請がありました。

続きまして、資力及び信用についてであります。申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入れで賄う計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、農地基本台帳を確認いたしましても小作人等はいないため、該当しないと考えております。申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適当と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、本件は共同住宅にするため、必要最小限の面積であり、該当しないと考えております。農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないこととなっておりますが、本件は共同住宅とするためのものであり、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えております。

以上であります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

じゃあ、30-2についてご審議願います。ご質問、ご意見頂戴いたします。ありませんか。

○櫻本委員

教えてください。この取り下げ書が出るとる取り下げについてなんですが、田を畑にかえる場合、4条で申請するんが正しいやり方ですか。教えてください。

○石原会長

その点。

○事務局

基本的には田を畑にする場合は届け出でいいんですけども、面積が今回のように1,000㎡を超えてくるというふうになりますので4条申請ということで前回受けております。その上で、4条を受けておりますので、今回4条を一旦取り下げて元の状況に、元には戻らないんですけども、一旦書面上はもとのように戻して、それから5条の改めて申請を出してくるということが今回の趣旨でございます。ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○櫻本委員

了解しました。

○石原会長

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。
30-2の案件につきまして、許可相当とお考えの委員さん、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。ありがとうございます。許可といたします。
続いてまいります。5ページをごらんください。

議案第4号農地利用集積計画を定めることについてということで、市長から諮問をいただいております。お預かりしております。

6ページから、詳細は7ページ、8ページにわたって具体が載っております。何かご質問、ご意見がございましたら頂戴いたします。どんなことでも構いません。

この●●さんの筆数が物すごく多いんですけど、何か担当委員さん、●●さん、ここ大規模化を目指されよんですか。お願いいたします。

○藤森委員

22番の藤森です。

伊里地区で放棄地が1区画ありまして、筆数はたくさんなんですけど面積は非常に少ない状態で、その1区画をこのたび耕作してもらおうということでお願いしました。それとほかにあるのは更新というんですか、5年過ぎた分がプラスされて、ことしから定年退職されましてもうちょっと頑張るってやるということでこういうことをお願いしてまいりました。

以上です。

○石原会長

ありがとうございます。
ここは事務局、この●●さんのところはセイデン絡みのところではないん。

○事務局

ではないです。

○石原会長

ではないんですか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、ないようでしたら、これは了承案件ですので、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

ありがとうございます。了承されました。

次に参りましょう。

報告案件第1号、9ページをごらんください。

農地法第3条の3の規定による届け出が出ております。相続の案件です。僕も見させていた
だきょうたら、一番下の■■■■さんのところはあっせん希望ありと出ていますけれども、担
当地区の委員さん、この書類というか扱いはどうなさるんですか。どうお考えですか。どちら

が担当地区かわかりませんが。

○今脇委員

ほとんど畑ですが、地区としたらミツマツ部落といふところなんです。ご近所の方が世話をしようられるのかなとは思いますが、確認させてください。

○石原会長

ほな、これ荒らしとるかどうかは、もうわからないんですね、今のところ。わかりました。

じゃあ、来月でもわかったらお願いいたします。

じゃあ、報告ですのでこういうことであります。

次に参ります。10ページ。

報告第2号利用権設定の合意解約通知が出ております。5案件出とんかな。当委員の幡上委員もそうだったんですか。合意解約なされたんですか。

ということで、これもご認識ください。

最後のところへ行きまして、報告第3号農地法施行規則該当転用届について、ソフトバンクさんから。これは事務局、言葉添えたほうがいいんかな。

○事務局

済みません。地図を載せてなくて申しわけないんですけども、こちらのほう、東片上の大東の交差点の付近だったと思います。ソフトバンクさんのほうが9㎡を電波塔として使いたいということで届け出、これについては許可ではなくて電波通信法の上位法令の中で届け出で済みますということですので、今回報告ということで上げさせていただいております。

以上で簡単ですけど、よろしくお願ひします。

○草加委員

たまたま通りかかったら工事が始まっておりました。車をとめまして、私農業委員しょんですけど何をされとんですかと尋ねました。そしたら、ソフトバンクです言われたから、それならいいんですけどということですのですぐ見えました。そういうことでしたので、報告します。

○石原会長

ありがとうございます。

先ほどの審議の過程でこの追加案件の議案第5号というのが出とったんですけども、これ先ほどの絡みで出とったもんで草加委員がもう議案第5号で出てますということで、そこでごちゃごちゃとやってきて、これをとりたてて皆様にお諮りすることはなかったんですけども、これはもうこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、議案第5号の議案が出てましたけれども、取りとめ書が出ておりましたということで、以上であります。

審議については、以上であります。終了いたします。ご協力ありがとうございました。

じゃあ、その他の案件に参りますので、事務局のほうから説明願ひします。

6. 閉 会

7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 6番 岡野 一子 委員

備前市農業委員会委員 7番 櫻本 誠 委員